

野鳥監視重点区域の解除及び都の対応について

千代田区で発生した高病原性鳥インフルエンザにより指定されていた、野鳥監視重点区域（発生地を中心に半径10km以内）が、令和5年12月26日付けで解除されたため、ご報告します。

1 これまでの経緯

- ・ 11月28日にノスリ1羽の死体を回収
東京都が簡易検査を実施したところ陰性と判明
- ・ 11月30日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※1を実施したところ、A型鳥インフルエンザ陽性を確認
- ・ 同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
- ・ 12月1日に国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査※2を実施し、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）を確認
- ・ 令和5年12月5日、同年同月6日に野鳥監視重点区域内における、公園及び沿岸部等の飛来地において、生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施した結果、野鳥の大量死等の異常がないことを確認

※1 A型鳥インフルエンザウイルスに特有の遺伝子であるM遺伝子を確認するためのLAMP法による遺伝子検査

※2 ウイルスの血清亜型（H5またはH7亜型）の検出や病原性を判定するリアルタイムPCR法等による遺伝子検査

2 解除日

令和5年12月26日

3 都の対応

全国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況に鑑み、野鳥の監視及び情報収集を継続して参ります。

4 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (4) 発生地域周辺での取材等は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

5 参考情報

- (1) 東京都内における野鳥に関する鳥インフルエンザ情報（東京都環境局）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ全般に関する情報（環境省）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

【問合せ先】

環境局自然環境部計画課
鳥獣保護管理担当
電話番号 03-5388-3505